

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府，並びに日本政府との間の
開催地間の協力覚書

五輪及びパラリンピック大会並びにラグビーW杯を含む世界的なスポーツ行事の準備の知見を巡る協力及びその共有について

両国政府（以下「双方」という。）は、

英国が第30回五輪大会及び2012年ロンドン・パラリンピック大会（以下「2012年ロンドン大会」という。）を開催し、イングランドが2015年ラグビーW杯を開催することを考慮し、

東京が第32回五輪大会及び2020年東京パラリンピック大会（以下「2020年東京大会」という。）の開催都市として、また日本が2019年ラグビーW杯の開催国として決定したことを考慮し、

2019年の日本でのラグビーW杯，2020年東京大会，及び2015年のイングランドでのラグビーW杯が，両国の経済とより広範な二国間関係に資する協力のための強力な基盤となることを考慮し、

以下のとおり誓約した。

1 英国政府は、以下の方針を有する。

(a) 2019年日本ラグビーW杯及び2020年東京大会の準備を支援すべく、安全で、安定し、成功裏で、持続的な経済面及びビジネス面でのレガシーを伴う大会の実施に関するものを含め、2012年ロンドン大会及び2015年イングランド・ラグビーW杯の準備と実施から学んだ経験と教訓を共有する。

(b) 以下により、政府とビジネスの間の連携を進展させる。

(i) 2012年ロンドン大会及び2015年イングランド・ラグビーW杯を含む世界的なスポーツ行事の準備と実施についての理解を深めることに関連する日本からの訪問団を受け入れる。

(ii) パートナーシップと連携を議論するため、日本及び英国の企業のネットワークを深める行事を企画する。

(iii) 2012年ロンドン大会及び2015年イングランド・ラグビーW杯に関連するビジネス及び投資の機会を促進する。

(c) 英国の企業に対し、2019年日本ラグビーW杯及び2020年東京大会の準備を支援するため、2012年ロンドン大会及び2015年イングランド・ラグビーW杯に関連する経験と知見を共有するよう奨励する。

2 日本政府は、以下の方針を有する。

(a) 安全で、安定し、成功裏で、持続的な経済面、環境面及び社会面でのレガシーを伴う大会の実施のため、2020年東京大会及び2019年日本ラグビーW杯に向けた構想を共有する。

(b) 2012年ロンドン大会及び2015年イングランド・ラグビーW杯の経験を議論し、かかる経験が日本でも応用可能かにつき検討すべく、英国の関連する当局及び企業のネットワークを深める行事を支援する。

(c) 2020年東京大会、2019年日本ラグビーW杯及び2015年イングランド・ラグビーW杯の文脈において、英国及び日本の団体及び企業の間での連携の機会を奨励する。

3 双方の間の情報の共有は、それぞれの法律上及び規制上の責任に従って行われる。

4 双方は、誠実に、またすべての規定を遵守する意図をもって、開催地間の本件協力覚書の下での協力を開始する。但し、本件協力覚書は法的拘束力を有する文書ではなく、法的な義務を生じさせるものではない。